

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則について

宅地建物取引業の免許申請の添付書類の合理化等を図るため、宅地建物取引業法施行規則（以下「規則」という。）の一部改正がされたことにより、千葉県宅地建物取引業法施行細則（以下「細則」という。）について見直しを行うものです。

1 改正理由

宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士の規則第一条第一項第一号に規定する市町村の長の証明書（以下「身分証明書」という。）の添付を不要とする規則改正が行われ、令和6年5月25日から施行される。

県では身分証明書が発行されない外国人について、身分証明書に代わる住民票の写し等の添付を細則で定めていることから、規則改正に併せて細則の改正が必要となるもの。

2 改正内容

宅地建物取引業の免許を申請するに当たり、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士が外国人である場合にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面の添付が必要とされているが、これらを不要とする。

3 施行期日等

令和6年5月25日予定